

香美市役所の 年末年始の業務について

窓口



市役所の年末年始の業務は、年末は12月28日(金)まで、年始は1月4日(金)から始まります。各種届け出や証明が必要な方は、早めにお願ひします。
なお、婚姻・出生・死亡等の戸籍に関する届け出については、常時受け付けています。

ごみ収集



12月31日(月)から1月3日(木)の4日間は、全てのごみ収集を休みます。年末年始には、毎年たくさんのごみがステーションに出され、周辺住民の方が大変迷惑をしています。特に生ごみ(可燃ごみ)については、犬や猫、カラスなどが食い散らかす恐れがありますので、ステーションに出さないようにご協力をお願いします。代替収集を行う地区は次のとおりです。【問い合わせ先】環境上下水道課 ☎53-1063

代替収集を行う地区	種類	収集しない日 ⇒ 代替収集日
土佐山田町 東1区 山田地区：国道より北の駅前通りより東(百石町・東本町・宮前東・北本町・前山・北本町上1) ※百石町2丁目は国道より北の一部を除く 楠目地区(伏原・前行・予岳・油石)	可燃ごみ	12月31日(月) ⇒ 12月29日(土) 1月3日(木)
土佐山田町 東2区 山田地区：国道より南の駅前通りより東(百石町・旭町・古町) ※百石町2丁目は国道より北の一部を含む 楠目地区(中村・平田) 明治地区：県道土佐山田・野市線より東(八王子・小島・原東・原西・岩積)	金属類	1月2日(水) ⇒ 12月29日(土)
土佐山田町 西1区 山田地区：国道より北の駅前通りより西、県道前浜植野線より東(西本町・秦山町・北組西・宮前西)	可燃ごみ	12月31日(月) ⇒ 12月29日(土) 1月3日(木)
土佐山田町 西2区 山田地区：国道より北の県道前浜植野線より西(栄町・中組・北組西・秦山町) 楠目地区(植・大法寺南)・新改地区・平山地区・繁藤地区	ビン類	1月2日(水) ⇒ 12月29日(土)
香北町 有川・有瀬(県道沿い以外)・五百蔵(柳沢・谷)・白川上・谷相・中谷・西峯・横谷	可燃ごみ 紙類	12月31日(月) ⇒ 12月29日(土)
香北町 岩改(北・南)・萩野・小川(西川入口より佐敷千萱)・永野(吉田)・西川(大谷・久保川・佐敷)	可燃ごみ 紙類	1月1日(火) ⇒ 12月29日(土)
物部町 楮佐古・神池・黒代・吹越・程野・浦山・頓定	全種類	1月2日(水) ⇒ 12月29日(土)

し尿くみ取り



年末は12月28日(金)17時受込終了。年始は1月4日(金)8時30分受込開始。くみ取りの依頼が殺到して、し尿収集運搬許可業者が希望日までに伺えない場合がありますので、できるだけ早い時期に業者へ依頼してください。
【問い合わせ先】香南香美衛生組合 ☎56-0141

許可業者名	住所	電話番号
(有)ニホン清掃工業	香美市土佐山田町宝町3-2-3	☎57-2171
サニタリーサービスオカモト	香美市土佐山田町宝町1-3-17	☎53-2651
香北清掃社	香美市香北町美良布1148-1	☎59-3938
香長清掃(有)	香南市野市町西野2019-1	☎56-0009
マルナカ興業(有)	香南市野市町西野2064-1	☎57-1230
(有)土佐衛生管理	香南市赤岡町624-2	☎55-1992

その他

使わなくなったフラフ
お譲りください

香美市では、観光地や公共施設など市内各地にフラフを掲げ、フラフのまちをPRしています。

伝統産業であるフラフのPRに有効活用しますので、ご家庭で眠っているフラフがございましたら、お譲りください。※お譲りいただいたフラフはお返しできません。

【応募締切】
2月28日(木)

【問い合わせ先】
定住推進課 ☎53・1061

医療機関で個別検診を受診する方へ

平成30年度の子宮頸がん・乳がん検診・胃内視鏡検診を、医療機関で受診する方は、受診票の有効期限が1月31日までとなっております。期限を過ぎると使用できなくなりますので、お早めに予約の上、受診をお願いします。また、平成30年度クーポン

ン対象(婦人科検診)の方も有効期限は1月31日です。
【問い合わせ先】健康介護支援課 ☎52・9282

がん検診未受診の方へ

今年、胃がん(胃部X線撮影)・大腸がん検診を受診していない方を対象に、胃がん・大腸がん検診を実施します。人数に限りがありますので、お早めに申し込んでください。

【市内会場の日程】
プラザ八王子
1月28日(月)
8時30分～10時30分

【市内会場の申込先】健康介護支援課 ☎52・9282

【市外会場の日程】
住所：所地以外(高知市・南国市等)の会場でも受診できます。香美市外での日程は、高知県健康対策課HP参照。
HP <http://www.pref.kochi.e.go.jp/soshiki/130401/>

【市外会場の申込先】
高知県総合保健協会
☎088・831・4351
※検診日2週間前までに要申込。
1月15日より電話で受付開始。
※受付時間 平日8時30分～17時

個人住民税の 配偶者(特別)控除が変わります

問い合わせ先
税務収納課
☎52-9292

◆配偶者控除

生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合、配偶者控除の適用を受けられましたが、来年度からは納税義務者の合計所得金額

が1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けられません。また、納税義務者の合計所得金額に応じ、次のとおり控除額が変更になります。

	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
配偶者控除	33万円	22万円	11万円
老人控除対象者(70歳以上)	38万円	26万円	13万円

◆配偶者特別控除

配偶者特別控除の適用を受けることができる、配偶者の前年の合計所得金額の上限は、76万円未満となっていました。平成31年度からは合計所得

金額の上限が、123万円以下に引き上げられます。また、納税義務者の合計所得金額に応じて、次のとおり控除額が変更になります。

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円
123万円超	0円	0円	0円